

「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画（案）」に係るパブリックコメント結果について

1. パブリックコメントの概要について

- | | |
|-------------|---|
| (1) 意見の募集期間 | 平成 31 年 4 月 29 日（月） から 令和元年 5 月 24 日（金） まで |
| (2) 資料の閲覧場所 | 各地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター（アミュー5階）、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市役所本庁舎行政資料コーナー、ごみ減量推進課 |
| (3) 提出方法 | 清瀬市 都市整備部 ごみ減量推進課窓口、郵送（ごみ減量推進課宛）、ファックス、電子メール（市のホームページ専用フォーム） |
| (4) 意見応募者数 | 77 名 |
| (5) 意見件数 | 185 件 |

清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画（案）に係るパブリックコメント結果について

①負担額等についてのご意見

1	本実施計画（案）に賛成します。家庭ごみの戸別収集方式は、ごみ出し人の責任を明確化することとごみ量の減少につながることでと思います。また、不法投棄ごみが無くなり、グリーンボックスの掃除作業も不要となり、様々な問題が解消されるので大変喜んでます。
2	本実施計画（案）に賛成しますがグリーンボックスの跡地の空間をうまく使用していただきたいと思います。通りすがりの方が不法投棄ごみを投げ捨てていくことにならないような対応策を求めます。
3	本実施計画（案）に賛成します。新指定収集袋価格改正は、第一印象として倍額かと驚きましたが、市の財政負担、諸般の状況を考えると止むを得ないかと納得しました。（容器包装プラスチック類）の据え置きなどとても良い判断です。
4	値上げの理由が人件費UP、人手不足による経営難であるにせよ、企業努力で100円から200円値上げであればやむなし。
5	財政面から手数料の増加は仕方ないとする。しかし、可燃ゴミと不燃ゴミ（40リットル）が、改定前の2倍は生活を圧迫する。現代の生活が大幅に変化するなら、ゴミの量が変化するだろうが、今現在、それは途中である。激減緩和策を講じ、今回のような2倍になるような案には賛成できない。手数料をあげない事を望むが、財政面からそれは難しいのも承知する。先に述べたように、激減緩和策を講じて頂きたい。
6	専用袋の値上げプラス消費税10%となる。市民の経済生活に大きな影響がでる。
7	集合住宅の場合は単なる値上げだけであり、納得できない。
8	人生の終活を迎えるに当たり、身辺整理を始めた時にごみ指定袋の値段が2倍の額に増額するのは生活を脅かすため、今の生活実態を見極めた対応を求めます。
9	ごみが減量されているにもかかわらず値上げ、しかも2倍の値上げは納得できません。（ごみ袋は日常生活に密着しており、毎日のことです。）市庁舎の経費問題は棚に上げ（無視）にし、市民の負担を強いることに反対です。税金の使い方の再度考えてください。
10	手数料の2倍の値上げは市民生活にどれだけ日常的に大変になっているのかご存知ですか。国保税、公共施設使用料、公共駐車場料金の値上げが続いている中で、市民が黙って従うと思いますか。考え直し、中止することを切に願います。

11	年金生活で最近では生活に係る食品等の値上げが続きとても困っています。旭ヶ丘団地はグリーンボックスに5階から自分で捨てに行きますがその方法は現状のままだと聞いておりますが値上げには到底納得できません。ごみの分別に努力してきましたが市民として値上げだけが解決策だと思いません。費用の細かい説明を丁寧に知らせてください。
12	戸別収集を実施しない住民のごみ袋は値上げせず、戸別収集を希望する住民に対して値上げを考えてください。
13	値上げ案の説得性がまるでない。この程度の検討で約2倍の値上げ提案は非常識である。東京都と他地域との比較を冷静に行うべきだ。三多摩では清瀬市は安いと了解しているが、それを守っていけるのであれば、それに越したことはない。
14	戸別収集と現行方式は二者択一ではない。値上げという経済的圧迫によりごみを減量するというようなことは検証されていない。他の効果的な選択肢のない状態では効果は極めて限定的。国の言うことをまともに信じてはいけない。今回の提案の経済的インパクトが述べられておらず、戸別収集に伴うコスト増やごみ減量に伴う収入減を見込んでいるか等とにかく詰めが甘い。本当に他の選択肢があり得ないというところまで徹底的に議論してから提案すべきだ。
15	大型袋400円から800円の値上げは大変困ります。値上げしない方法はいくらでもあるはずです。例えば、東京都の助成金、専業農家の相続税を国に納税した分。工夫すればいくらでもありますから議会でもよく審議してください。
16	住民税は大きな負担になっているにもかかわらず、それに上乗せしてごみ収集の費用を集めるのは税金の二重取りではないのですか。
17	一般的に増税は市民の福祉の増進と民政の安定の為に行われるべきであるため、今回の増税が市民生活の安定向上にどのように役立つのか伺いたい。
18	値上げは反対です。リサイクルできるものはリサイクルできるようにすればいい。
19	手数料の値上げは反対です。そもそも手数料を取るのとは税金の二重取りです。
20	手数料値上げにより、不法投棄が増えることや隣近所の交流がなくなったり、自宅前にごみを出すことで衛生管理上の心配があったりします。
21	年金生活者において、国保税、介護保険料の値上げ、10月からの消費税増税です。そこにごみ袋の2倍の値上げともなると馬鹿にならない額になります。特別区においては無料であり、市民税を収めているのだから行政サービスの一環として無料は当然だと思います。市民の厳しい生活状況を考え、ごみ袋の値上げはやめていただきたいと考えます。
22	実施計画(案)の表にはごみ量が明らかに減っています。市民は平成13年度に有料化から減量に努め(有料ごみ袋の節約にほかならないだけ)できたことがわかります。こうした努力の挙句にごみ袋料金が2倍になるとは納得できません。
23	2倍は高すぎます。近くの集積所にたびたび不法投棄があり、ごみ袋代が高くなるとその不法投棄が増えるように思います。

24	値上げには反対です。理由としてはあまりにも値上げ幅が大きいことです。消費税 10%にしようという動きがある中で、家族の多い子育て世帯や国民年金だけで生活している世帯にとって、倍の値上げは家計に大きな影響を与えます。
25	近隣市との関係を述べているが清瀬市は近隣市よりも 8 年も前から有料化し、市民は長いことお金を払い、分別化・減量化を努力してきました。その結果が倍の値上げとは納得できません。
26	高齢化等を理由に戸別収集を行うことについては、戸別収集地域が 4 割しかないのにその為に 2 倍の値上げは納得いきません。
27	収集体系に関しては戸別収集を実施しなくても対応できます。戸別収集で減量化が図れると考えているようですが市民はすでに相当の努力をしており、減量化がされるとは思いません。
28	袋の値上げはやめてほしい。
29	ごみ処理手数料の値上げに納得できません。当市は他市に先駆け、17 年前から有料化した他市との比較はいかななものでしょうか？可燃物などごみを直接グリーンの袋には入れずにプラスチック袋が多量に使われるようになり、環境への悪影響がまず浮かびます。この間、ごみの量は市民の協力が減っています。竹丘などは集合住宅が多く、戸別収集の割合も少ないです。一般財源よりある程度支出するのは当然です。市庁舎の建設費こそ節約に努めるべきです。
30	いきなりごみ袋が 2 倍になるような提案が世の中で通用するのでしょうか。行政として、たかがごみ袋代と安易に考えていませんか。年金生活者にとっては他の値上げも重なり、大変なのです。
31	ごみ袋の代金をいきなり 2 倍にするのは反対です。
32	戸別収集のデメリットを市民に問うこともせずごみ袋の代金を 2 倍値上げと結びつけることに疑問を感じます。
33	高齢者のことを配慮するのは市政として大事なことです。年金生活者にとっては値上げの問題も深刻です。
34	40 リットル袋 400 円から 800 円に一気に 2 倍にするのは非常識であり、家計を圧迫するため、絶対反対です。
35	市役所が一挙に 2 倍の値上げを行ってくるなんて鬼だ。
36	ごみの排出量削減の観点からごみ袋が有料であることには賛成です。しかし、適切な価格であることが必要です。この示されている情報では根拠が薄弱に思います。
37	値上げしないでください。一枚の値段は少額でも週 4 枚使います。
38	ごみ袋を高くしたら減量になるとは思いません。ただ、ごみの減量には賛成です。家庭の努力、企業の努力で力を入れていきましょう。

39	ごみ袋代2倍はびっくりです。このような負担を各世帯にかけることでごみ量は半減するのですか。いらぬものを捨てる家の中をきれいにしておこうと思えば必ずごみは出ます。袋代が2倍になってもごみは減りません。ただ袋代が2倍になるだけです。どの家庭も必要以上にごみを出している訳ではありません。生活必需品が値上がりし、秋には消費税が10%になるかもしれない今、家計をも苦しめる為、絶対反対です。
40	カラス、猫がいる地域は油断をすると大変な状況になります。朝出、夜帰りの人との協力もあり、グリーンボックスの清掃当番も順番で実施しています。結論から言うと2倍は高すぎます。他の知恵でごみの減量を。
41	トイレトペーパーが10%も値上げする騒ぎの中、清瀬市は100%の値上げ。この時代に何を考えているのか。市民感覚をわかっていないので、まずこの計画を引っ込めてください。
42	ごみ袋値上げに反対です。まず、倍に値上げするのはひどすぎます。不法投棄が増えることは確実です。道路に面していると今でさえごみを放っていく人がいてその都度自分自身で購入したごみ袋に入れて出しています。値上げの根拠も分からず、近隣市に比べても高いと思います。
43	ステーション収集の費用が安く上がるが、高齢者の転倒やさまざまリスクがあるのはその通りです。自治会で戸別収集なのかステーション収集なのか相談し、近所の方と一緒に出すようにしています。今までは問題ありませんが、値上げは困ります。年金が毎年のごとく低くなり、介護保険料や国保税、市税とかなり支払い、家計を圧迫します。
44	ごみの値上げはやめてください。ごみの収集について市民を「受益者」としていますが、税金を納めている市民は、行政サービスとしてごみ収集をしてもらうのは当たり前ではないですか。
45	市民の生活でどうしても使うものです。どんな理由があれ値上げは反対です。やめてください。
46	高齢者向けに別途収集していると聞いているがこれは何か。
47	燃えるごみは我が家では紙類は資源に、生ごみはしっかり水分を切ってから乾燥させ、週1回の排出にしている。
48	ごみ袋の値上げについてはごみの排出について市民はごみの減量化に協力的と言えます。分別もよく行われていると考えます。ごみ袋の値上げはわずかな額ではありません。今回の施策は高齢者の為と言いながら、市民にとって真逆と言えます。私たちは税金を払っており、その中でやりくりしてもらいたいものです。ごみ処理手数料は税金の立派な使い道です。8億5千万の支出は身の丈にあった市庁舎の建設や積立金で補うべきで、丸ごと市民に負担を負わせるのは筋違いです。財政のつじつま合わせではなく、市民目線の姿勢を強く望みます。
49	柳泉園の事業委託についての説明がありましたが予算の圧縮を強調しておきながら実際はごみ処理手数料の値上げをするのは矛盾しているし、説明不足です。

50	<p>ごみ処理手数料を今なぜ値上げする必要があるのか。その理由を詳しく説明していただきたい。近隣のごみ袋の値段となぜ、比較するのか。他との比較すべき問題ではない。それぞれの市区町村人口等、みな違い、かかる経費についても違ってくる。よその市と同じにするのはおかしい。もっと市民の立場に立って行政を行ってください。私たちは分別もしているし、資源ごみは資源に分け、少しでも環境に優しいまちづくりへと日々思って暮らしています。高齢者も多くなり、年金暮らしの私たちがわずかな値上げでも生活に響くのが現状です。新庁舎に何億をもお金をかける必要がどこにありますか。私たちは清瀬市の緑豊かなまちが大好きです。市の財政は市民の生活を豊かにするためにこそ使用すべきです。子供やお年寄りが安心して暮らせる清瀬のまちを望みます。</p>
51	<p>ごみ処理手数料の見直し案を議会の各派代表に発表したことに驚きました。戸別収集導入もするようですが集合住宅で独居の方々への配慮もあるのでしょうか。どのような理由であれ、私たち年金でやっとの生活。これ以上の生活苦を押し付けしないでください。値上げはやめるべきです。市として、税金の使い方を再検討し、市民が安心・安全・住みよい清瀬を創るべきではないでしょうか。近隣市がどうあれ、清瀬市独自の方針で住民を大切にすべきと考えます。</p>
52	<p>一ヵ月当たりの一世帯から排出されるごみ量は 40Kg から 21.67Kg と減っています。市民が減らす努力をしているからです。処理経費単価が 26 円から 63.02 円と大幅に増えています。そのほか一ヵ月一世帯あたりの処理費用が 1,040 円から 1,366.64 円と増えています。市民がゴミを減らす努力をしているにもかかわらず、処理費用が増えているのは家計にとって厳しいです。市が毎年 8 億円を一般財源から支出しているとのことですが続けてください。年金や実質賃金が下がり、消費税の負担が大きいのにごみ袋の値上げは反対です。子どもの貧困（清瀬市は多いと思います。）が問題になっている今、市民にこれ以上負担にならないようにして下さい。</p>
53	<p>ごみ袋の 2 倍は非常に困るので反対です。</p>
54	<p>ごみ袋の代金が来年から 2 倍になることに怒りっぱなしです。私は公社に住んでいますが、戸別収集が開始されても何の恩恵もありません。今一人暮らしですが、ミニ袋で十分なのに、ミニの袋が廃止になり、小袋に変更せざるを得ません。小袋が 200 円になると 70 円から 200 円になり、3 倍弱です。わずかな年金生活者の高齢者 1 人暮らしのことを考えてください。市政にがっかりです。</p>
55	<p>戸別収集、ごみ袋代 2 倍増はとんでもない。大反対です。今までもリサイクルできるものと仕分けて、分別に努力しています。これ以上市民の懐を痛めないで優しい市政を望みます。</p>
56	<p>ごみ処理手数料の実施計画案に反対します。現状のごみ袋代でも家計の負担は重く大変です。にもかかわらず、急な 2 倍の値上げは急だし、暴挙です。また、趣旨及び概要は漠然とした文章説明ですので、具体的な数値、統計により市民に示すべきです。現状でのごみ袋代からの収入とごみ回収総費用を明示すべきです。</p>

57	<p>これまでの収集方式を戸別に行うことで、より高齢者の負担軽減がされるということが理由の一つに挙げられています。収集場所は今でも遠いのはごく一部であり、費用のかかる戸別収集の理由としては疑問です。ごみ出しも不自由な方であれば、日常生活の上で援助が必要、ということではないでしょうか。ごみの分別にしても高齢者にはわかりづらい物がありますが、それができないからと言ってそのごみを回収してもらえない心配が出てくるのではないのでしょうか。ごみ出しのルールを守れない高齢者ばかりではなく、いろいろな世代にもいます。ごみは個人でいかに努力してできます。もっと企業に協力を求め、過剰包装、とりわけプラスチックごみを減らすよう市から働きかける必要があるのではないのでしょうか。私達一般庶民の多くは食品ロスを出すような無駄な買い方はしません。誰でも最低限使わなければならないごみ袋を突然2倍近い値段にするということは乱暴すぎます。とりわけ低所得者には大きな負担です。不法投棄のようなことが増えることも心配されます。私達は住民税、固定資産税、国保税等を市に払っています。それらの税金を活用すべきであって、市民の生活に大きな影響のあるごみ処理手数料の安易な値上げは絶対にやめてください。</p>
58	<p>市内には高齢で年金生活をしている方がたくさんいますが、みなさん生活はきついです。そのような人をさらに行政が苦しめるのは信じられないし許せません。</p>
59	<p>戸別収集するためにごみ袋2倍に値上げするのは納得できません。根拠がよくわかりません。住民の5割以上は集合住宅に住んでいます。ごみの所定場所が決まっています。ごみ袋の値上げは反対です。ごみの所定場所が決まっています。ごみ袋の値上げは反対です。</p>
60	<p>消費税も値上げされる中、ごみ袋が2倍も価格が上がると貧困世帯、病弱など一番しわ寄せが来ます。本当にこんなに値上げしなくては行けないのですか。</p>
61	<p>年金生活者です。ごみ収集の大変さ・厳しさは、「案」を読ませていただきよく理解できるつもりです。でも、私自身の問題として考えると、収集袋の値上げは、深刻な問題です。値上げの実施は避けていただきたいと希望します。</p>
62	<p>ごみの減量化については私たち市民は分別など努力しているところです。ごみの減量化をどうしていくかについては、もっと市民の意見を聞いて合意形成を進める必要があります。ごみ処理経費を私たち市民に負担させるのは違います。税金の使い方から考えて、もっと慎重にやるべきです。ごみ袋の値上げは反対であり、中止してください。</p>
63	<p>税金を投入することは当然住民の福祉に大きく寄与しています。公平とか受益者負担を拡大解釈して意義づけることがおかしい。すでに大多数の市民の協力と理解でごみの減量もこの間もしているのではないかと。値上げを倍にして押し付けるのではなく、市民の声を聴いて検討すべきです。値上げは反対です。</p>
64	<p>市民としてごみ問題は大きな課題としてとらえています。個人的には毎日のごみの仕分け減量に努力していますが清瀬市全体として現状はどうなのでしょう。もし、増加傾向にあるのであれば、実情を伝え、減量を訴え、順序を経て市民に納得させる努力が必要だと思います。市民の個々の努力を無にしないでください。そして簡単に市民の負担で解決する方法はやめてください。ごみ袋の値上げは反対です。</p>

65	国保税、固定資産税と高い税金を次々と支払った所です。毎日使うごみ袋代がさらに2倍に値上げされたら、生活はとんでもなく追い詰められてしまいます。市庁舎は54億円も高額に積み上げられて、市民生活に直撃するごみ袋がいきなり2倍に値上げされるのか？納得いきません。市民は、みんな怒っています。値上げの理由をいろいろ出されていますがどれも納得できるものではありません。
66	年金暮らしにとって衣食住での出費は大変なもので、色々な方面で節約できる物を探しています。ごみ袋の値上げ？される話を聞き、怒りを感じますそれも2倍！！袋も買えません。ゴミを捨てられる所を作ってから値上げをして下さい。怒っています。
67	戸別収集のためにゴミ袋代の値上げ反対です。戸別収集の対象は清瀬市の約40%、約60%の市民は対象外です。半分以上の市民が対象なら納得いくのですが、少数の方のために全員が負担する必要ないと思います。
68	ごみ袋代2倍に反対です。こんな大事な問題、何故市報に載せないのか。値上げの根拠分らない。知りたいものは、ホームページや各市民センターに置いてある冊誌を読めでは本当の情報公開になってない。パソコン持ってない人も多い。市民センターに置いてある冊誌も1冊だけで厚すぎる。このことがそもそもアウト。結論だけ求めて数回に分けて載せなかったのか。市民を馬鹿にしてないか。
69	市担当者に聴くと、他市（袋値段高いところ）の他からの不法投棄を防ぐためとか。戸別収集がポイントのようだが、戸別収集の恩恵にあずからない団地の方はどうなるのか。他市（近くの）では無料のところもある。情報公開せよ。
70	私は集合住宅に居住していますので、戸別収集の対象にはなりません。そのため、値上げは全く理不尽と感じます。
71	ごみ袋の値上げに反対です。値上げする理由が戸別収集方式になると、マナーの悪い人がいたり高齢者が多くなった為のことですが、収集する人は大変だと思うし、時間もかかり交通の妨げになると思います。又、時間もまちまちになり、鳥や猫が散らかすのではないのでしょうか。集合住宅に住んでいる人は今までと同じ方法になるのでは、市民全体のことを考えると良い方法とは思えません。何よりも、ゴミの収集の仕事は税金で行うのがすじだと思います。特に低所得の人にとって大きな負担になると思います。
72	市民は所得に応じた市民税を納めています。生活ごみは、所得の多寡にかかわらず出ます。能力に応じた負担ということを見ると、不足分を一般財源から出すことに問題があるとは思えません。ゴミ袋の値上げには、所得の低い世帯ほど負担が重くなる側面があります。ゴミ処理費用の負担の仕方についても納得しかねます。
73	実際、ゴミの量は減っていると聞いています。何故、生活に直結するゴミ袋を値上げしようとするのか？理解出来ません。高すぎます。逆にゴミ袋が買えなくなってしまい不法に投棄されるリスクが上がるのでは？と心配になります。年金生活者、生活保護世帯、低所得世帯にきちんと値上げの説明出来ますか？納得させられますか？弱い者イジメの愚策としか思えない。値上げ反対どころか値下げすべき。

74	<p>倍の値上げは反対です。年金生活者には大変厳しいことをわかってください。</p>
75	<p>収集体系の見直しについて個人の住宅については戸別収集をし、集合住宅は今までと変わらないとのことですが、私は個人の家にいますから戸別収集の対象となると思いますが私は現在のごみの収集時間が昼近く又は昼をすぎていることもあり、戸別となったら家の前の道路に面したところに置くとしても、カラスの害などをまず考えます。今の方式に困難は感じていません。道路の巾やとりつけ等でごみを置くステーションを設置することが困難ならそれは個別に対応すればいいことだと思います。集合住宅などは今までと全く変わりなくごみ袋の料金のみが二倍化するのは、とうてい納得のいくことではありません。何も変わらないのに、袋代だけが倍化するのはどう考えてもおかしいと思います。それよりも高齢化に伴ってごみを自宅から出せなくなってしまった方の施策を考える必要があるかと思います。</p>
76	<p>手数料引き上げの合理的根拠がわかりません。清瀬市は 2018. 1. 1 現在人口 74, 845 人世帯数が 35, 246 で、一世帯あたりは 2. 12 人です。高齢化率の高いところもあり、ごみがこれからどんどんふえていくということはあまり考えられません。ごみの 1 人当たりの量もわずかではあります減少しています。計画案 6 ページに「ごみ排出量の実績」がありますが 2015 年から三年間で減少していることがわかります。また、柳泉園への清瀬市の負担金も 2015 年～2018 年をみると減少していることがわかります。これを見て、なぜ値上げが必要かは理解できません。どうかごみ袋の値上げはしないでください。</p>
77	<p>「ごみ収集」費用を徴収するべきではない</p> <p>住民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（憲法第 25 条）」を受けてその実現のために地方公共団体が設置されていることはご承知のとおりであります。また、同条後段で「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とも規定されています。これらを実現するために国民・市民は共通のコスト負担（受益負担）として国税、地方税の形で税負担が課されています。</p> <p>従って、ごみ収集による環境保全は、自治体業務の基本的なものであり、住民が既に納付している自治体財政で本来賄うべきであると考えます。</p> <p>現に東京においても、23 区や近隣の小平市でも収集手数料を徴収していません。近隣の、新座市、所沢市でも同様であります。</p>
78	<p>今の市内スーパーマーケットなどでは買い物で会計を済ませた主婦（お客）などが、サッカー台のところで肉や魚などをうすめのビニール袋に入れてそれが入っていたトレーをその場で捨ててきて家に持ち帰らないようにしている人をよくみかけます。家でごみを出さないようという努力です。そうやって一市民はごみ袋を使わないように努力しています。そういう努力をわかって下さい。またスーパーによっては最初からトレーなしのビニール袋での販売をしているところもあります。ごみをできるだけ出さなくて済むよう、お店も個人もそうやって努力しています。ごみ袋の値上げというのはみんなの生活に影響を与えます。ですから値上げは反対です。</p>

79	<p>「ごみ収集費用」ごみ処理手数料の見直し二倍化には反対します。</p> <p>ごみ袋の料金が可燃・不燃の袋が二倍化する市からの提案をみて大変驚いています。二倍化ということは100%の値上げと同じです。生活を営んでいくためには、食料品や生活用品を買うことは当然ですがそこから出てくるごみも全ての人が出さなければなりません。ですからごみ袋は買わざるをえないものです。所得の低い人や年金生活者にとって、この値上げは大変な痛手だと思いますので、どうかやめてほしいと強く願います。私たちは国民として納税の義務を負い、その責務を果たしています。所得税、住民税、その他の税を課税されたときには納付するという義務を負っています。その税の中から各自の住んでいる地方公共団体である清瀬市は一般財源の中からごみ処理のための支払いをしています。実際8億5千万円位が支出されています。私は、清瀬市にこして来る前は隣の新座市に住んでいました。2003年4月にこちらに転入してきて最初に違いを感じたのはごみ袋の有料化でした。そして2019年5月現在隣にある新座市は今だにごみ袋の有料化はされていません。都内では23区は現在も有料化はされていません。無料の住民はもちろごみは出しています。それらの自治体は一般財源から、そのための支出をしています。私たちは住民税として各自の収入に応じた応分の負担をして支払いをしています。現にごみ袋の無料の自治体からすると税金の二重払いをさせられている気もします。収入の少ない人にとってもごみ袋は買わざるをえないものですからこの値上げが実施されたとしたら、非常に困ります。どうかそういう弱者のことを考えた市としての方策をお願いします。</p>
80	<p>廃棄物処理手数料の見直し（指定収集袋の値上げ）に反対します。「案件の趣旨及び概要」の中で「ごみの減量と資源化率の促進に一定の成果を上げることができ」とあります。ごみの減量を進めてきたのに処理手数料が値上げされるのは納得できません。</p>
81	<p>「案」を拝見しましたが、これが実行されると大変問題のある内容だと思いました。（いつから開始なのですか？そもそもそれも示すべき。）「戸別収集化」は、何のために？不明であり、ごまかしがあるように感じる。…高齢者の利便と言っているが、未だ制度として全体化（強制）する程の事態には至っていない。導入したければ、手挙げ式の登録制等にし、不自由がある高齢者等についてのみ戸別収集にすれば現段階では充分である。それと、美観等確保されると言っているが、特別のゴミスペース等設備の無い戸建てではむしろ汚らしくなる。そもそも案の別の箇所では経費が足りないと訴えておきながら収集コストが不可避的に上がるこんな手法を軽々しく導入するなど、市民としては言語道断だと考える。</p>
82	<p>処理料値上げは、戸別収集といった見当違いの取り組みは排した上でなお必要と言うのなら、市民生活を痛撃しないようソフト（マイルド）に実施して行ってください。当然、段階的实施が望ましいと考えます。…いきなり「倍額」は、政策的見地から考えてあり得ない。計算根拠が「案」に載っているが、論理的に穴だらけの、万人の理解を得られる数的考察とは程遠い内容となっており、「倍」の根拠は示されていないも同然と感じる。</p>
83	<p>ごみ収集袋の2倍の値上げに反対です。清瀬市では多摩地域でも比較的早い時期から有料化が実施されました。市民は甘んじて有料化を受け入れてきました。最近有料化した自治体と比較して安いということでも多摩地域一番の高い価格にしようとすることは暴挙です。</p>

84	<p>手数料引き上げの客観的合理的根拠が見いだせない</p> <p>「計画案」では「人口、世帯数ともにわずかながら増加傾向にあり、2018年1月1日現在で人口74,845人、世帯数35,246世帯となっています。一方で世帯当たりの人口は、2.12人/世帯で減少傾向となっていますがほぼ横ばい状態となっています。」と指摘し、「本市の総人口に占める65歳以上の人口の割合は増加傾向にあり、2018年1月1日現在で、20,846人、割合で27.8%となっております。今後、高齢者社会への対応を検討する必要があります。」などと述べています。「計画案」では概括的に言えば、人口は横ばい、世帯当たり人口は減少傾向、高齢化率の拡大傾向を指摘しているものと思われます。ここから読み取れるものは、人口増によるごみの増加、ごみ処理業務の増大化ではなく、減少・縮小であります。高齢者の増大についても、世帯当たりのごみ排出量は少なくなります。どのデータを見てもごみ処理量の急激な増大によるコスト増を説明することはできません。むしろ高齢者の増加という現状に関していえば、計画案にあるごみ収集方式の見直し（ステーション方式から戸別収集へ）は検討すべき合理性のある課題だといえます。</p>
85	<p>排出ゴミは増大していない ごみ処理費用も増えていない「計画案」P6に、「ごみ排出量の実績」が表で示されています。排出量全体でもほぼ横ばい、「一人当たりの年間排出量」では、2015年から三年間で減少していることが読み取れます。柳泉園のごみ処理費用も年間2億円程度でほぼ横ばい、一部事務組合である柳泉園への自治体が拠出している負担金は2015年度が4億円余であり、2018年度は3億2955万円と2割弱減少しています。「東京たま広域資源循環組合への負担金」もほぼ横ばいです。以上、3と4に示された現状から、手数料の引き上げを客観的合理的に説明することはできないといわざるを得ません。簡単に言うなら値上げの必要なしということです。「計画案」P18に示されたごみ処理費用の総額とその内訳を見ると、10億円余の歳出総額のうち、25%強が「ごみ収集・処分作業事業」となっており、実額は約2億6000万円です。一方有料ゴミ袋製作関係で、5600万円がかかっています。むしろ有料化を廃止（ゴミ袋製作をやめる）すれば、ごみ処理費用10億円の5.6%が削減になり、当局の言う一般会計からの持ち出しを減らすことにもつながります。</p>

②戸別収集と集合住宅についてのご意見

86	戸別収集体系移行とごみ処理手数料見直し計画の二つの計画は全く別問題です。戸別収集体系移行に伴う経費負担の為のごみ袋値上げが必要であるならば、値上げ根拠が矛盾しています。戸別収集対象となる家庭は市内の4割ほどだと聞いております。集合住宅などは、従来通りの集積所での収集であれば、受益者負担の原則からしてこの値上げ計画には不公平が生じることになります。
87	戸別収集は真に必要なか疑問。実施するにしても特にそれが必要な家庭だけに最少頻度で限定的に行うべき。
88	値上げの理由が戸別収集を実施するため、と聞いておりますが、私のところは戸別収集になりません。団地やマンションなどは従来通りとなり、6割の人たちが集合住宅や自治会ごとの収集です。その為、ごみ袋を2倍にする根拠が全く分かりません。ゆえに値上げは反対です。
89	戸別収集については集合住宅の扱いや車の入れない路地住民の扱い等を巡って広く住民の声を聴くべきです。慎重にきちんと時間をかけて検討すべきです。
90	戸別収集については一軒ごとに収集されるのはいかにも市の高齢化に合致しているようですが清瀬市の集合住宅は多く、地域ごとの集積所も確保できています。収集に手間や時間、道路事情、交通安全、経費などを考えると効率化、合理化の面でも必要がないと考えます。
91	戸別収集は集合住宅の住居者には全く利便性は変わらないのに、高齢者を理由とした戸別収集の導入は実施計画の粗雑さと意見誘導しか感じられません。
92	高齢者の住環境データが添付されないで高齢化を理由にするのは納得できません。
93	戸別収集と値上げの一つの根拠にされていますが、集合住宅世帯60%近いのは今までどおりです。その為、値上げの根拠にはなりません。
94	手数料引き上げを前提とした収集体系の見直しは新たな矛盾を引き起こす戸別収集にした場合、審議会の議論でも明らかなように、集合住宅と戸建て住宅の住民間の負担の公平性に大きな問題が生じます。また、カラス問題などでも新たな課題が出てくることは想像に難くありません。値上げされたのに、戸別収集を受けられない集合住宅住民との間に、行政サービスを受ける対価に大きな不平等が新たに生まれます。
95 96	戸別収集コスト計算がなされていない。
97	戸別収集を実施することは本当か。本当ならば広く周知してほしい。

98	ごみ処理手数料の見直し（2倍）については丁寧な説明と市民生活に沿った提案が必要であり、戸別収集に関しては地域別に必要度の高い地域から実験的に実施するべきです。
99	ごみ袋値上げの理由が不明です。もし、戸別収集のためのコストがかかるというのであれば、戸別収集を希望する人から収集すべきである。

③国の動向に係る内容についてのご意見

100	企業に対してプラスチック容器を使わないことや過剰包装をしないことなどを申し入れるようにし、できるだけ資源ごみとして出すような周知をする等、もっとごみ減量努力に力を入れてほしい。
101	プラスチックごみに関しては、海洋汚染が注目され、地方自治体としても今後より適切な処理が求められるにもかかわらず、現状説明や施策の方向性が殆どありません。総合的な観点から適切な施策と計画を立てていただきたい。
102	市は高齢化による戸別収集やごみを出す人の責任の明確化などが値上げの理由としておりますが人間が作り出すごみは個人の責任でしょうか。企業が利益を上げるために作られるさまざまなプラスチックごみ袋が値上げされないのは企業優先のお眠り政治でしょうか。
103	プラごみは容器類が増加している。個人の努力では無理です。製造する企業にしっかりと取り組んでほしい。

④特別区や他市に関する内容についてのご意見

104	税金で生活している職員（仕事をして給料をもらい生活を維持していることからまるごと受益者ということになるという乱暴な話になってしまうのではないかと）区部ではごみ収集を自治体の仕事としてやっているようです。
105	23区ではごみ袋は有料になっておりません。しかも一挙に2倍になることなど全く同意できません。何らかの事情で料金引き上げがある場合でも2倍の引き上げ率は常識はずれです。
106	ごみ収集は自治体の基本的業務だと思います。税金はその為に使われるのが当たり前。ごみ収集に使う税金は誰も反対はないと思います。
107	ごみ処理手数料の値上げは納得できません。他市との比較はどのようになっていますか。
108	ごみ袋の値上げは反対です。提案されている理由については、納得できません。そもそもごみ処理経費は税金で賄うべきで、受益者負担の考え方を持ち込むのは議論のすり替えです。東京23区や近隣の所沢市ではごみ袋費用負担はありません。大いに考え方も含めて参考にすべきです。

109	<p>手数料値上げは反対です。23区では収集は無料です。手数料を取るということは税金の二重取りです。市の人口の高齢者の増加が予想されるということは世帯収入が減るということです。ごみ処理手数料が2倍になるということは負担が重くなるということです。そうすると不法投棄も増えることが予想されます。集積所まで運ぶということに負担を感じているという話はあまりききません。ごみ集積所の管理の為に隣近所の交流ができるというメリットもあります。自宅の前に出すということは収集に今以上の時間がかかり、衛生上の心配も出てきます。また、それぞれの家でカラス対策のためのネットや錘を用意しなくてはなりません。その負担も出てきます。今のスケジュールは定着しています。それを変えると定着するまでにまた、時間がかかります。とにかく値上げのメリットは感じません。収集方法と事業費負担は分けて考える方がいいと思います。</p>
110	<p>突然のごみ袋2倍値上げは反対です。値上げの理由として市の実情が述べられていますが、ごみ袋の手数料が2倍になったら問題解決になるのでしょうか。行政格差がある中で、都内区部ではごみ処理費用が無料の行政区もあり、「他市との均衡が必要」などの理由は、値上げ理由にはなりません。17年前、有料化ごみ袋を導入した当時、清瀬市はごみ減量・資源化に市民を上げて努力した時代がありました。柳泉園でも模範的な自治体との評価もされました。ごみ問題の責任は排出者だけではなく、ごみの本当の生産・排出者である企業や国の責任を問うことが自治体本来の仕事ではないのでしょうか。ごみ処理手数料見直し計画の中止と清瀬市の今後の努力に期待します。</p>
111	<p>新座市では家庭ごみの収集は無料でした。地方自治体は住民のいのちと生活を守ることが主要な任務とと思っていますので、無料は当然と考えていたので、清瀬市に転居してからごみ袋を買わなくてはならない生活に違和感を覚えました。粗大ごみなどの有料化はそれなりの理由があると考えますが、毎日出る家庭ごみは行政が無料で収集するのが当然の仕事です。</p>
112	<p>各家の前でごみを収集するのがごみの値上げの要素になるのは納得できません。各家の前での収集を本当に実施するならば、ごみを集める方の人数も時間もすごくかかるのではないのでしょうか。ごみは本来赤ちゃんから老人まですべての人が出します。なので、みんなが受益者です。よって受益者負担という考え方はなじみません。ごみはすべて市の税金だけで賄うのが本来の姿です。都内に合わせたごみ袋の無償化に戻してください。</p>
113	<p>「他市からのごみの流入等に対する対策」とありますが、隣の新座市は無料で収集しています。わざわざ有料の清瀬市に持ち込むとは考えられませんし、他市からの流入抑制のための値上げでは、近隣自治体同士での値上げ競走になってしまいかねず地方自治本来のあり方と離れてしまいかねません。そもそも、このような大きな問題ではパブリックコメントの前に市民への説明を十分に行うべきではないのでしょうか。ダウンロードできる資料では私には良く理解できませんでした。</p>
114	<p>他市との比較において手数料の均衡を図るということですが、市のことは清瀬市民が決定する事であり、他市は関係ありません。日の出町が老人医療費無料化、未成年者の医療費無料化していますが同一にしますか。地方自治法がありますが自治とは自らが治めることです。</p>

115	<p>突然と提案された「ごみ袋の値上げ案」にびっくりしました。2倍もの値上げ！余りにも大幅な値上げ！日頃、分別収集に協力しごみ減量に努めてきました。この頃の市政は市民に対して受益者負担と言い公営施設使用料の値上げもし、またもやの値上げ！市民は悲鳴を上げています。市民サービスの低下としか言えません。市役所建て替えについての予算オーバーは市民の知らない所で簡単に決まっているような感じを持ちます・・・。ごみ収集の戸別収集は、人件費もかかり、カラスの食い散らしにより景観を損なう懸念が生じるかと思えます。特別な事情の方は申し込みにより戸別収集は必要かとは思いますが。そして袋値上げにより不法投棄も生じる事も考えられます。あとは企業の過剰包装などや、プラスチックがあまりに多すぎる。それを減らす事を考えて頂きたい。資源利用出来る物の利用が求められていると思えます。それらの努力をして将来的にごみを減らしたらと考えます。それから近隣の市に合わせて・・・と言う声も聞きますがまだ無料の市も区もあるようです。他市に足並み揃える事はないと思えます。</p>
-----	---

⑤市の努力に関する内容についてのご意見

116	<p>値上げ幅が大きすぎる。値上げの為の計算であり、他市との比較でも差があり、値上げを抑える為の市としての努力や方策も見られない。</p>
117	<p>議員の報酬は10万1千9百円も値上げし、市民には専用袋の倍の値上げとは行政として失格。</p>
118	<p>生ごみを減らす対策を検討すべきである。</p>
119	<p>事業費予測を見ると人件費が削減されておりますが市の職員の削減でしょうか。</p>
120	<p>今回の値上げに関して、人件費や事業者の利益を増やすためのように感じるとともに、不法投棄が増える心配もあります。もっと市民モラル向上とごみ減量に力を入れてほしい。</p>
121	<p>生活して行く上で出るごみのルールが守られないからといって市民に負担を押し付ける現状になっています。警告シールを貼ったまま何日も放置せず、一定の期間がたったら回収してほしいです。市として不法投棄物の処理方法を市民にゆだねるのは自治体の役割としてどのように考えているのでしょうか。この上ごみ袋の値上げとなるとこれまでごみ減量に努力してきた気持ちに水を差された感じです。</p>
122	<p>可燃ごみ、不燃ごみの袋が倍額になるというが倍額にするほどごみ処理財源は不足しているのか。増税分を市政の別にあてる計画なら、どこに財源にあてるのかなど、増税の理論的根拠を伺いたい。</p>
123	<p>増税分を新庁舎建設費用に充当するための計画なのか。</p>

124	ごみの量は市民の協力で減っています。竹丘地区は集合住宅が多く、戸別収集の割合も少ない為、一般財源よりある程度支出するのは当然です。
125	一般財源から 8 億 5 千万円はそれほど不適當とは思いません。ごみ処理は行政の大切な役割です。市民の負担を思えば（消費税が 10% になりそうなときに）行政が努力して値上げを避けるべきです。新庁舎建設時にごみ袋の 2 倍値上げはいかななものでしょうか。
126	実施計画（案）によれば、一般財源から 8 億 5 千万円支出しているとあるが、その全額が妥当かどうかは市民が判断することである。計画実施後も同程度の支出が見込まれているが戸別収集により支出が増えることになるかと理解するが、一般財源も増やすことも検討しないのか。
127	8 億 5 千万円以上の支出に問題があるような書き方ですがそれとの関連はどうなりますか。
128	新庁舎建設予算を少し見直しするならば、ごみ袋料金くらいどうにでもなるものを市民負担とするのは怒りさえ感じます。

⑥受益者負担についてのご意見

131	財源が不足するのであれば、市民税を増税しても構わないので、現行のごみ袋料金を維持して欲しい。
132	受益者負担論について 一家庭ごみの処理は「受益」ではない—ごみ収集手数料の根拠として計画案は、「ごみの排出抑制やごみの排出量に応じた公平性の確保などを目的として」2001 年 6 月に廃棄物処理手数料の有料化を導入したとしている。また、「有料化における受益者負担額」として「ごみ処理手数料の適正化を協議し、一定の方向性が示された。」とも述べています。「受益者負担」ですが、一般家庭ごみにおける「ごみ処理」は、受益とは言えないと思います。上記 1 で述べたように、「ごみ処理」問題は自治体が担うべき基本的任務。ごみ収集が適切に行わなければ、地域環境保全に重大問題を引き起こす性格を持っている業務だからです。仮に「受益者負担」が適当だという立場に立つとしても、すでに国税・地方税として、住民はその所得に応じて負担を行っている。手数料の徴収はいわば、受益者負担を二重に課すことになり、受益者負担が当たるとすれば、事業者が排出する「事業系ごみ」についてはこれを当てはめることは自治体行政として合理性があると思われま。事業者は、自らの利益を目的として行をなし、その一環で廃棄物を出すことになりから、当然ごみ収集サービスを受ける受益者という。

⑦収集回数や算出方法についてのご意見

129	収集回数が平成13年の16回から平成30年の10回に減っている理由はなんですか。
130	収集回数が減っている為、1回の負担額が多くなっているように読み取れます。また、必要経費の単価も平成13年度と平成30年度の算出方法に違いがあるのはなぜですか。

⑧鳥獣被害についてのご意見

133	戸別収集とした場合、生ごみのカラス対策はこれまで以上必要である。防止ネットを各戸に配布すべきである。
134	ごみ袋に関してですが燃えるごみをカラスが見えにくいと言われている黄色にしてはいかがでしょうか。

⑨差額券についてのご意見

135	不利益不遡及の原則に反するすでに収集袋を購入している人から、追加費用のシールを購入させ、それを張らせるという問題です。「利益は遡及し、不利益は遡及しない」というのは行政行為の大原則です。消費増税の際に追加の切手を貼付しているという議論もありますが、この原則に反しています。仮にこの施策を実施するなら、激変緩和措置として、新しい袋の意匠を現行と異なるものに改め、条例改正後一定の期間、2年間程度従来袋での収集を行うべきです。経過期間終了後従来袋での収集を終了するという事にすべきだと思います。シールを張るというのは、新たに不要な財政支出を生むこととなります。
136	ごみ袋の料金を変更するにあたり差額券を購入して旧料金ごみ袋に張るということですがご高齢の方にはなかなか大変なことだと思われませんが旧ごみ袋を市の方で買い取っていただき、新ごみ袋と交換ということはできないのでしょうか。

指定収集袋の手数料見直しの必要性についての市の考え方

平成 31 年 2 月 15 日号の市報でも、ご紹介しましたが、現在のごみ処理に係る費用は、職員人件費を除く年間約 9 億円にものぼります。また、柳泉園組合のごみ処理単価も、上がっておりますが清瀬市では平成 13 年 6 月の有料化より指定収集袋の単価が見直されていないことなどから審議会の中でも、新たな負担増は、必要という意見もあることから見直しを検討し、実施計画（案）を策定しております。

ごみ処理経費に関し、本市は平成 13 年 6 月に一般家庭ごみの有料化を導入し、市民からごみ処理手数料を徴収しています。しかし、導入からすでに 17 年以上が経過し、この間、柳泉園組合ではごみのキロあたりの処理費用を平成 18 年度に 26 円から 35 円へ、平成 21 年度に 35 円から 38 円へと現行水準にわたり 2 回の料金改定を行っていますが、本市の手数料は据置きのままとなっています。また、本市は多摩地区で、青梅、日野市に次いで、3 番目と早くから有料化を導入いたしました。以後、現在では多摩 26 市の内、25 市が有料化を導入する中、他自治体との手数料の金額の格差も大きくなっています。そこで、現状に即した費用負担を求めるとともに、公平な処理経費の負担、ごみの減量に対する市民意識の向上、近隣市との均衡、更には、収集業務や廃棄物処理に要する費用の増大、社会環境の変化やごみの処理に伴う費用と市民の皆様にご負担していただいている手数料との間に大きな隔たりが生じていることから、今後の廃棄物及び資源物の安定した収集業務を維持するためにも、処理手数料の見直しは必要であると考えております。

有料化後の効果といたしましては、平成 13 年度では、可燃ごみが 11,278 t となり、有料化前の平成 12 年度との比較では約 1,142 t 減少し、ごみ袋の有料化の効果が大きく表れました。その後、平成 18 年度では 11,110 t、平成 22 年度では 10,450 t、平成 26 年度では 10,226 t、平成 29 年度では 9,902 t まで減少し、ごみ減量の効果が図られ、可燃ごみの排出抑制に大きく結びついております。これは減量・リサイクルのプロセスとして「有料化」の導入により、市民の皆様の消費行動やごみ・リサイクル資源の排出行動に対する分別意識が高まった結果だと考えております。一方、柳泉園組合構成三市（清瀬市、東久留米市、西東京市）の一人一日当たりの可燃ごみの排出量で柳泉園構成三市を比較すると、平成 29 年度で清瀬市が 362.6 g、東久留米市では、352.3 g、西東京市では 310 g となっており、減少率で見ると、平成 13 年度から平成 29 年度では、東久留米市は約 22%、西東京市は約 35%、清瀬市は約 20%となっていることから、他市に比べ減少度合が低いため、更なるごみの排出抑制と意識改革が求められている状況です。

戸別収集の必要性についての市の考え方

すでに現実化してきている更なる高齢化社会に対応するため、よりよい行政サービスを提供するため導入することとしております。戸別収集においては、排出者責任が明確となることから個別指導の徹底により、一層のごみの減量や資源化の推進を図ります。また資源物集積所等路上や歩道にあるところが多く、交通や景観にも悪影響を与えているため、戸別収集の導入によって解消できるものだと考えております。

現行のステーション収集方法では排出者が特定できず、収集日以外のごみ出しも容易なため、不法投棄や分別が適正に処理されていないものも多くあります。

これらに対し、市では、警告シールを貼り、排出者に対して分別の徹底を図っておりますが、排出者が取りに来ない場合は、一定期間、放置された状態にあります。このことから、集積所の管理をしている市民の方々が適正な排出ができるよう分別しなおしているか、市が回収を行っているというのが現状です。また、高齢者にとって、重たいごみ袋を集積所まで運ぶことは大きな負担となっているのも課題のひとつにあります。

また、路上に設けられている集積所が多くあります。戸別収集実施に伴い、ごみの集積所の撤去や資源物集積所の精査・見直しにより、歩行者や車両の安全も確保されます。

戸別収集の目的は「排出者責任の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」であり、戸別収集を実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えています。他にも、分別の指導も今まで以上に徹底していくことで、ごみの更なる減量を図り、資源化率を向上させ、循環型社会の構築を目指すことができると考えます。

①負担額について

負担額等についての市の考え方

平成13年6月より、税収のみを財源として行っていた廃棄物処理事業を、ごみ減量を目的に排出量の多い住民と少ない住民とで、サービスに応じた費用負担に明確に差がつかないことや、住民登録地と実際の居住地が異なるなどの理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される中、排出量に応じて手数料を徴収することで、更に各家庭での、ごみ出し費用の負担を軽減しようとする動機づけが働き、廃棄物排出抑制が期待できるものとして導入したところでございます。

また、当時の算出方法は市民の皆様が過度な負担にならないように、柳泉園組合の処理単価に対して、廃棄物減量効果を鑑み、処理費用の1/3を負担していただくようにし、ごみの排出抑制の経済的インセンティブが働く水準として、ごみ処理手数料を算出しております。

この度の、負担額算出の処理経費の単価に関しては「1Kg 当たりの中間処理費用及び最終処分費」と「1Kg 当たりの指定収集袋作成費」及び「1Kg 当たりの可燃・不燃ごみの収集運搬費等」を計上しております。

一般家庭から排出されるごみは、指定収集袋に入れ排出し、市が収集を行い、中間処理施設で処理され、最終処分場での処理を行う流れとなります。従いまして、今回の見直し実施計画（案）では、中間処理費用及び最終処分費、指定収集袋の作成費、可燃・不燃ごみの収集運搬費を計上したものを処理経費の単価としています。

ごみ処理手数料変更理由及び期待できる水準値についての市の考え方

多摩地域26市の廃棄物処理手数料を踏まえ、近隣市との均衡を図ることで廃棄物の不法投棄を抑制し、さらに再資源化率の向上を目指す。現行手数料が26市水準のおよそ1/2となっていることから、現行手数料の見直しを基本としておりますが、容器包装プラスチック類等につきましては、価格改定を行わず他の指定収集袋と価格の差をつけることで、ごみの更なる減量化と分別意識の向上を期待しています。また、不燃ごみ及び容器包装プラスチック類等におけるミニ袋に関しては、利用率が少ないことから廃止といたします。多摩地域26市の廃棄物処理手数料を比較し、近隣市との均衡を図ることで廃棄物の不法投棄の抑制に繋がると考えております。清瀬市の現行手数料と26市水準の比較、現在の中間処理費、最終処分費や収集運搬費等を検討した結果が、下記の表の金額となっております。容器包装プラスチック類等につきましては、価格改定を行わず他の指定収集袋と価格の差をつけることで、ごみの更なる減量化と分別意識の向上を期待し、再資源化率向上を目指します。また、不燃ごみ及び容器包装プラスチック類等におけるミニ袋に関しては、ごみ減量効果や合理的な活用が期待できない為、廃止といたします。

清瀬市廃棄物処理手数料改定についての市の考え方

		現行	改定後
可燃ごみ	ミニ袋（5ℓ相当）1セット（20枚）	140円	200円
	小袋（10ℓ相当）1セット（10枚）	100円	200円
	中袋（20ℓ相当）1セット（10枚）	200円	400円
	大袋（40ℓ相当）1セット（10枚）	400円	800円
不燃ごみ	ミニ袋（5ℓ相当）1セット（20枚）	140円	廃止
	小袋（10ℓ相当）1セット（10枚）	100円	200円
	中袋（20ℓ相当）1セット（10枚）	200円	400円
	大袋（40ℓ相当）1セット（10枚）	400円	800円
容器包装 プラスチック類	ミニ袋（5ℓ相当）1セット（20枚）	140円	廃止
	小袋（10ℓ相当）1セット（10枚）	100円	100円
	中袋（20ℓ相当）1セット（10枚）	200円	200円
	大袋（40ℓ相当）1セット（10枚）	400円	400円

対象とした手数料の見直しの考え方についての市の考え方

手数料の種類及び金額については、ごみ袋の種類が現在3種類（可燃・不燃・容器包装プラスチック類等）で、大・中・小・ミニの4サイズに分けており、見直しの対象となるものは、可燃・不燃のみとなります。なお、容器包装プラスチック類等の手数料につきましては、一般廃棄物の再生利用を推進するため、容器包装プラスチック類等の手数料の見直しは行わず、据え置きとすることで、多くの資源化が期待できると考えています。また、不燃ごみ及び容器包装プラスチック類等のミニ袋は、利用率が少ないことから、廃止といたします。金額は、収集1回（中型袋20ℓ相当）を本市における処理経費を鑑み、多摩地域のごみ処理手数料の水準と比較し、現行の収集1回（中型袋20ℓ相当）あたりの負担額を40円とし、大小各サイズの指定収集袋に同様の率を乗じた価格設定となります。

ごみ袋の値上げの中止要望についての市の考え方

現在の収集体系において、一般財源からの持ち出しが年間 8 億 5 千万円以上支出しているのが現状です。手数料の適正化については、戸別収集実施による手数料改正を求めることではなく、環境省の通知からも排出量に応じた負担の公平化や不法投棄を抑制する観点から、近隣市との手数料水準は保っていく必要があることとされております。その為、さらに今後の収集体系においても、ごみの減量とともに資源化率向上に伴う処理経費の増加や収集運搬経費など歳出の増加が見込まれることとなるため、手数料の適正化を図ることは必要であるものと考えています。

平成 13 年度のごみ処理手数料導入当時から清瀬市にお住いの方は、他市の方に比べ、長期間ごみ処理手数料をお支払いいただいておりますが、更なるごみの排出抑制の意識の向上やごみの減量の為にご理解のほどよろしくお願いいたします。

②戸別収集と集合住宅について

戸建て住宅と集合住宅との間に予測される不公平感についての市の考え方

平成 30 年 10 月 1 日現在で、戸別収集の対象世帯は、戸建て住宅の居住者世帯、15,584 世帯（約 44%）となっています。また、集合住宅は、19,930 世帯（約 56%）となっています。今回、不燃ごみについては、同じ曜日で、東地区と西地区との収集回数の相違やごみの出し忘れなどから、市民サービスの一環として毎週の収集とし、どちらの方にもメリットになると考えております。また、1 日で処理する排出量が分散されるため、収集・運搬、処理する面からみても、限られた時間内で行うことが考慮されることからメリットだと考えています。

集合住宅に特化した変更点はこれまで、資源物集積所が必ずしも同一敷地内になかったことを受け、一棟一か所での、ごみの排出ができるよう、敷地内に資源物置場等を設けることにより、排出環境に配慮することとしています。このほかにも、集合住宅のみに、カラスなどの被害を防ぐ為、現在ペットボトル収集に使用している金属製の収集かごを、設置スペースが確保できる集合住宅に対しまして、申請により貸与する予定としております。

変更対象世帯及び集合住宅の効果が見込まれない懸念についての市の考え方

平成30年10月1日現在で、戸別収集の対象世帯は、戸建て住宅の居住者世帯、15,584世帯（約44%）となっています。また、集合住宅は、19,930世帯（約56%）となっています。今回、不燃ごみの毎週収集はごみの出し忘れや排出調整などから、どちらの方にもメリットになると考えております。また、1日で処理する排出量が分散されるため、収集・運搬、処理する面からみても、限られた時間内で行うことが考慮されることからメリットだと考えております。

集合住宅に特化した変更点はこれまで、資源物集積所が必ずしも同一敷地内になかったことをうけ、一棟一か所での、ごみの排出ができるよう、敷地内に資源物置場を設けることにより、収集環境に配慮することとしています。このほかにも、集合住宅のみに、カラスなどの被害を防ぐ為、現在ペットボトル収集に使用している金属製の収集かごを、設置スペースが確保できる集合住宅に対しまして、申請により貸与する予定としています。

戸別収集希望者のみの対応が可能かについての市の考え方

3品目について戸建て住宅の方が仮にステーション方式と戸別収集の併用を実施した場合、収集を行うことも可能と考えられますが、のちに一部の方が戸別収集を希望された場合、収集の際の取り忘れや後出し行為など、収集する業者の混乱を招き、適切な収集体系を築くことができなくなる事も想定され、かえって市民の皆様にご迷惑をおかけすることから実施は考えておりません。ごみ集積所の管理は、利用者の皆様にご協力いただいている一方で、ごみ出しマナーが守られていない集積所が見受けられます。現状、ごみ集積所の管理が適切にされているところでも高齢化や転出などで、管理が困難な状況となる可能性があります。その為、継続した収集体系を構築するため、戸別収集希望者ではなく、戸別収集を実施いたします。

戸別収集の目的は「排出者責任の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」であり、戸別収集を実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えています。他にも、分別の指導も今まで以上に徹底していくことで、ごみの更なる減量を図り、資源化率を向上させ、循環型社会の構築を目指すことができると考えます。

③国の動向に係る内容について

国の動向に係る内容についての市の考え方

プラスチックの持続可能な利用を目指す施策として東京都では令和2年4月よりレジ袋が有料化義務化（無料配布禁止等）のスタートを目指し、ゼロミッション東京の実現に向けた取組が進んでいます。現在、循環型社会構築を実現するために世界を上げて対応していますが、G20（主要国首脳会議）の中でもCO2削減においても注目を浴びています。これまで、石化燃料としていたものはバイオマス化若しくは熱回収とし、排出されるCO2を再エネルギー化することで、クローズドループできるフローも可能という考え方をしております。

しかしながら、バイオマス利用に関しては再生速度範囲内で生物多様性その他社会・環境課題に十分に配慮しなくてはなりません。また、CO2実質ゼロ若しくはマイナス技術が導入されることも必要となります。まだ、日本の廃プラスチックの対応について課題は山積しており、国のプラスチック資源循環戦略に基づき市町村でも対応するよう示されております。

当市における容器包装プラスチック類等及びペットボトルの分別収集を実施しており、それぞれリサイクルされています。

全ての方に「ごみ処理の基本方針」であります3R「Reduce（発生抑制）Reuse（再使用）Recycle（リサイクル）」を継続していくとともに、レジ袋など、プラスチックの使用を少しでも抑えていただけるよう、各イベント時における広報活動や市報・ホームページなどにより広く周知に努めていきます。

④特別区や他市に関する内容について

特別区や他市に関する内容についての市の考え方

多摩地域の23自治体で戸別収集が導入されております。（集合住宅では1棟につき1箇所の収集）

戸別収集による効果については、これまで他市において、検証がされてきているところではありますが、まずは、排出者責任の明確化により、分別排出が徹底されることや不法投棄の減少が期待できます。

予定している戸別収集は分別指導の徹底によりごみ減量につながる3品目（可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック類等）において戸別収集を行います。資源物集積所については、戸別収集に切り替えることにより空きが出るごみ集積所等に移設することで、事故防止など安全面が確保されると考えます。

ただし、本実施計画が実施されたとしても、すべての廃棄物や資源物収集・運搬、処理などの課題が解決したことにはなりません。その為、清瀬市一般廃棄物処理基本計画や審議会などによる検証作業にも取組み、より一層の効果が見えるよう努めます。

ごみ処理手数料の他市との比較についての市の考え方

ごみ処理において中間処理施設及び最終処分場は最も重要となります。柳泉園組合構成三市（清瀬市、東久留米市、西東京市）で比較する理由としては、排出量の削減が各団体より支出する負担金の負担割合に影響するためです。現状として清瀬市は10ℓ10円、20ℓ20円、40リットル40円で、1ℓ換算で1円となります。他市を含めた多くは1ℓ1.5円から2円となっており、平均で1.8円となります。他市と比較するとごみ処理手数料の均衡が乖離している状況となっております。

⑤市の努力に関する内容について

事業費の経費削減等の市の対策についての市の考え方

平成29年度との比較において、令和3、4年度の事業費が増加する主な要因としては、収集運搬単価や資源物の収集委託費（びん・かん収集委託）の増加及び資源化を図る上での処理費用の増加や戸別収集に伴う収集委託費の増加などであり、現時点での不確定要素が多いものの予測値として、計上しています。

今後も引き続き、ごみの減量と資源化を進める上で、資源循環型社会の構築に必要な経費の増加は避けられない状況において、直営業務から委託業務へと移行し、清掃事業の円滑な運営を図ってまいりたいと考えています。収集費用と処理費用については、概ねの予測値となりますが、収集費が約4億2千8百万円で、処理費が約4千百万円となっております。収集車は、現行の収集台数に対して、戸別収集導入による台数増加は6～7台を想定し、円滑な収集体系の構築が図れるよう検討しています。収集業務委託費では、収集運搬費の増加要因として、収集運搬費用単価の改定、戸別収集、資源物収集に伴う委託経費の増加が見込まれます。処理費用については、その主な内容が容器包装リサイクル処理及び不法投棄等の処理の経費となり、今後、枝等の資源化を図る上での増加が見込まれます。

燃やせるごみの組成分析及び生ごみの資源化・減量化についての市の考え方

燃やせるごみの組成分析に関しては、中間処理施設である柳泉園組合により分析を行っています。その内容は、可燃ごみの項目として、98%が生ごみや可燃、不燃、容器包装、外袋等となっており、残りの2%が雑誌・新聞となっております。

生ごみの資源化・減量の可能性については、平成7年度より、生ごみ減量化処理機器の購入助成金制度を創設し、各家庭での生ごみの資源化及び減量化の推進を図っているところです。助成機器対象は、家庭用生ごみたい肥化容器（コンポスト容器等）（1世帯2基まで）、家庭用生ごみ処理機（1世帯1基まで）としており、本体価格（消費税を除く）の1/2で上限30,000円となっております。

収集体系見直しにより解決できる現在の課題と対策についての市の考え方

現行のステーション収集方法では排出者が特定できず、収集日以外のごみ出しも容易なため、不法投棄や分別が適正に処理されていないものも多くあります。

これらに対し、市では、警告シールを貼り、排出者に対して分別の徹底を図っておりますが、排出者が取りに来ない場合は、一定期間、放置された状態にあります。このことから、集積所の管理をしている市民の方々が適正な排出ができるよう分別しなおしているか、市が回収を行っているというのが現状です。また、高齢者にとって、重たいごみ袋を集積所まで運ぶことは大きな負担となっているのも課題のひとつにあります。また、路上に設けられている集積所が多くあります。戸別収集実施に伴い、ごみの集積所の撤去や資源物集積所の精査・見直しにより、歩行者や車両の安全も確保されます。

戸別収集の目的は「排出者責任の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」であり、戸別収集を実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えています。他にも、分別の指導も今まで以上に徹底していくことで、ごみの更なる減量を図り、資源化率を向上させ、循環型社会の構築を目指すことができると考えます。

最終処分場の延命化についての市の考え方

平成 13 年の有料化後、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のみに分けていたものを、循環型社会の構築を図るため、平成 18 年度から「容器包装プラスチック類等」の分別を開始することで、ごみの減量だけではなく、資源化を図ることで、更なる一般廃棄物の排出量等が減少しています。最終処分については、埋め立て処理をしていたため、大量消費の生活環境により、多摩地域でのごみの最終処分場確保が大きな問題となっており、各市の清掃行政に課題提起されておりました。当市がごみの有料化を当時導入した経緯として、この最終処分場の延命化を図るべく実施を行い、東京たま広域資源循環組合では、今まで埋め立てていた焼却灰に関しても、資源循環型社会ニーズに沿った環境に応えるため、廃棄物を安全かつ有用な土木建築資材に再生するための「エコセメント化」の施設を平成 18 年 7 月より稼動開始し、焼却灰の埋め立てから資源化を図るとともに、最終処分場の延命化に寄与しています。

⑥収集回数や算出方法について

収集回数や算出方法についての市の考え方

一般家庭から排出されるごみは、指定収集袋により排出し、市が収集を行い、中間処理施設で処理され、最終処分場での処理を行うことから、ごみ処理経費には、収集運搬費や指定収集袋作成等など本来経費として含めるべきものと考え算出しております。

有料化導入当初（平成 13 年）のごみ処理単価の算出については、柳泉園組合の処理費用のみの単価計算としていました。今回の実施計画案では、導入当初の経費に加え、指定収集袋作成費及び収集運搬費を含めた単価計算としております。また、導入当初の柳泉園組合の処理単価が 1 キロ当たり 26 円から 38 円に見直されていることから、最終処分までの必要経費合計単価が約 63 円になるものです。

しかしながら、有料化導入当初に収集運搬の経費が計上されていない理由と、指定収集袋作製費を処理経費に含めていないことに関しては、導入当時は多摩 26 市において 3 番目と早い時期にごみの有料化を実施しており、市民の皆様の負担をできるだけ低く設定するため、当時の柳泉園組合の処理単価のみを用いた単価としました。

収集回数減に関しては有料化導入に伴うごみの排出抑制の意識の向上やごみの減量につながると考えたものです。

⑦受益者負担について

受益者負担についての市の考え方

東京都においても「ごみ処理手数料の基本は、行政サービスを受ける住民や事業者がその経費を負担するという、受益者負担の考え方に基づいております。手数料額の設定については、原価を基本とし、手数料額が実際のごみ処理原価と著しく乖離した場合には、手数料額について適宜見直しが必要である。」との見解を述べています。

確かに住民税というのは所得に応じて金額が異なります。もちろんこれらの税金を使用してごみ処理を遂行しておりますが、一方で納付している方とそうでない方がいるのも事実です。このような状況の中、ごみを多く排出する人と少なく排出している人が同じ負担では不公平であるため、公平化するには受益者負担という考え方となります。

また、本来有料化を始めたのは「受益者負担」という考え方に基づいて実施しております。「減量は進んでいるため、値上げの必要性はない。」とのことにつきましては、柳泉園組合構成三市と比較した際に一番減量化が低く、市としては価格を見直すことで、今後の更なるごみの減量に繋がると考えております。

ごみの排出量の抑制やリサイクルの推進、排出マナーの向上は、行政・民間事業者・全市民が協力して行わなければなりません。

行政として事業者との協力や創意工夫により分別排出しやすい収集方法（環境づくり）や体制を構築し、また、市民の皆様は経済的インセンティブを課すというだけではなく、如何に負担を減らすことが可能となるか減量施策の周知・広報に努め、減量等に尽力いただいた方に対して結果が結実することによって受益者負担の公平性が確保される制度を構築していきます。

そして、全市民的な取り組みとしていくために、一番重要となるのが市民の意識改革であると考えており、排出者の明確化や個々の市民に対する経済的インセンティブに伴う排出抑制並びに分別排出の推進等によってごみ減量等に関する行動の実践とライフスタイルの転換を図ることで、単にごみの減量のみではなく適正処理や効率的なごみ処理事業の必要性を意識する契機となり、ひいては国が推し進める循環型社会の形成においても大きく寄与するものと期待しております。

今後とも市といたしまして、現在抱えている清掃行政に係る諸課題解決及びより一層の向上に全力で取り組んでいくためにも「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画」を策定し、実施してまいりたいと考えております。

⑧鳥獣被害について

鳥獣被害についての市の考え方

カラスが高い感度を示すとされており、特定波長領域の光の反射が可能な着色を袋に施すことで人間には半透明に見え、カラスには袋の色だけが際立つような加工をした袋（光学特性を利用した特殊顔料配合ポリエチレンを使用）について特許を取得したものをカラス対策用指定収集袋として提供している業者があることは認識しております。実際にその指定収集袋を導入している自治体についても確認しましたが、カラスを含めそれ以外の鳥獣対策においても、ごみについては各家庭で排出する際にバケツやカゴ、ネットなどの容器に入れて排出していただくことが鳥獣対策につながっているようです。清瀬市でも、各ご家庭で対策をとっていただくことを想定していること、カラス対策用指定収集袋であったとしても一度カラスが餌の存在を覚えてしまった場合には効果が薄いこと、カラス以外の鳥獣には効果がないことや特許商品であることから製造コストが高額になる観点も鑑み、導入予定はありません。

そのため、戸建住宅の敷地や建物の構造など、多種多様であることから、鳥獣対策に有効な方法として、小さなダストボックス等の対策により対応することが望まれると考えております。

⑨差額券について

差額券についての市の考え方

差額券の取り扱いについては、専門機関にお伺いいたしましたところ、不利益不遡及の原則はあくまでも租税法規不遡及の原則であるため、不利益不遡及の原則は該当しないと確認しております。

例えば改定前に手数料を多く徴収することは不利益不遡及に該当しますが、今回の場合は改定に関して周知を図り、差額券を貼って、旧指定収集袋の使用も可能となるので、これらの観点からも不利益ではないと考えております。

市としては、販売店、市報、ホームページにてごみ処理手数料（指定収集袋）が改定する旨の内容を周知し、新ごみ処理手数料改定後は一定期間不足額に関して、差額券シールを購入し、指定収集袋に貼ることにより、旧指定収集袋で排出することが可能となり、ごみになることを防ぐようにいたします。

(4) その他のご意見

付番	ご意見	市の考え方
137	清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画（案）の P15「c. 専用の私道の先に住居がある場合」に対して【※道路に面した位置にゴミ出ししてください。】とのことですが、現在、7 世帯が共有している私道に面して玄関（出入口）があります。【道路に面した位置】がどこにあたるのか分からないため、各世帯別にどこに設置したらよいのか明確にしてください。	基本的には、敷地内で道路沿いに面してごみを取りやすい場所にごみを出していただければと考えております。戸別収集の具体的なごみの排出場所については説明会等にてご案内いたしますが状況に応じて個別にご相談いただければと思います。
138	実施計画（案）における戸別収集について高齢化やごみの不当な投棄を妨げるという事情は理解できるが、古紙は集積所での収集とされている。高齢者等への配慮が必要である。	すべての品目を戸別収集にする案についても清瀬市廃棄物減量等推進審議会において議論致しましたが、その実施には今の清瀬市の財政面を考慮すると現実的な話ではありませんでした。今後も課題として検討していきます。
139	ごみ袋の有料化はそもそも間違っています。なぜならば市民税の中にその分が入っているからです。ごみ減量化を市民に協力を求めて、市民が協力することで減量が進んでいるにもかかわらず、ごみ袋をすべて倍の額にするのは理解がわかりません。100 歩譲って有料化を認めるにしても 2 倍の理由がわかりません。	家庭ごみの有料化というと、有料化するまで無料だったように受け取られかねませんが、これは市民の皆様から集めた税金を使って処理をしておりました。税金で一律処理をしていたのを個別にごみ処理手数料を徴収する方式に改めることで、負担とサービスの関係を明確にするために有料化としています。
140	高齢化が進む中での戸別収集移行には賛成ですが、高齢者になるとごみの分別そのものが大変であり、分別が不十分だったり、排出曜日を間違えたりします。そのような状況の中どのように指導し、分別不十分なものは放置されるのですか。これでは分別指導にもならず、ごみ屋敷が増えるばかりです。他にもプライバシーの問題やカラス被害も心配ですので、ごみの減量・資源化につながる高齢者への丁寧なごみ出し指導をお願いいたします。	高齢者による事象に関しては、地域包括ケア推進課で状況を把握しており、必要に応じて地域包括ケア推進課や社会福祉協議会、ケアマネージャー、訪問看護ステーションより排出困難な高齢世帯の情報が入り相談を受けます。支援者等が排出に対応できない場合、「ふれあい収集」の申請がなされ、状況を面談等で把握した後、必要な世帯に対して、集積所に排出するのではなく、戸別に収集に伺っております。

141	どの程度の住民が戸別収集を希望しているのですか。	賛成 24.3%、どちらともいえない 29.8%、反対 37.4%となっております。
142	資源化や減量に努力しています。可燃ごみは季節によって生臭くなる為、袋がいっぱいにならなくても排出する必要があります。また、どこから飛んできたかわからない落ち葉の処理を個人負担で処理するのは明らかにおかしいので、落ち葉や雑草にはお金がかからないようにしてください。	生ごみに関してはポリ袋やレジ袋に入れ、指定収集袋に入れてお出してください。また、できれば新聞紙などで生ごみを包んでお出ししていただくとカラス対策にもつながりますのでご協力願います。枝・落ち葉や草については、戸別収集導入時に申込制にし、無料で収集することとしています。
143	子育て、介護でのおむつ処分している方にも値上げは大打撃です。	おむつに関しては指定収集袋での排出に多大なる負担があることから、半透明若しくは透明の袋に入れて、おむつと記載し、燃やせるごみの収集日と同時に収集を行っており、今後も無料で継続していきます。
144	改定後は他市と同様ですがこれまで無料だったところと比較は成立しないのではないのでしょうか。17年間ごみ袋代を払い続けた清瀬市と昨年有料化した市では市民の負担に大きな差が生じているはずです。	平成13年の有料化導入後、清瀬市一般廃棄物処理基本計画などにおいて、ごみ処理手数料の見直しが課題として指摘されておりました。しかし、周辺自治体の動向や廃棄物行政を取り巻く環境などから、今回の実施計画まで先送りされてきた経過がありました。清瀬市廃棄物減量等推進審議会において、同様のご意見を委員の方からもご指摘いただき、議論致しましたが廃棄物の流出入や価格の段階的に引き上げに要する作製等のコストなど、総合的に判断した結果、今回の実施計画案となりました。
145	戸別収集は賛成です。剪定枝等は電話申し込みになる場合にその量の多少は問わないということでしょうか。	量については、特に決まりを設けることはありませんが、一日の回収件数は設けさせていただく予定です。
146	再生できないプラスチックごみは不燃ごみにするべきか、可燃ごみにするべきか悩みます。プラスチック環境汚染問題があるなかどちらが環境にとってよいのか検討してください。	プラスチック製品そのものは不燃ごみで排出してください。
147	ごみ減量化には企業努力がもっと必要です。エコ化はどこかに消えてしまったのですか？過剰な包装・容器化が増えすぎています。特にプラスチックの元凶の容器簡素化を要求すべきで	ごみの減量化、資源化を進めていくには、製造する事業者や流通、販売に携わる事業者の取り組みも必要です。これまでも、容器包装プラスチック類等などにつきましては、現状において

	す。	も製品を製造している企業が処理費用を負担しておりますが、一部地方公共団体の負担にもなっております。そのため、市長会より東京都へ拡大生産者責任の強化について、自主的回収システムの構築など国や関係業界への働きかけを要請しております。市としましても、ごみの発生抑制や再生利用等、ごみの減量化、資源化の推進とともに、レジ袋の削減、店頭回収や過剰包装の自粛などについて働きかけていきたいと考えています。
148	今回の見直し（案）の報告書をみると提示されている情報が少ないようです。手数料有料化時点で情報とどうしてこれだけのずれたのか。今後改定をしなかった場合に発生する損失と改定することによって過年度の債務状況がないので価格が妥当なのか分かりません。また、広域組合や最終処分場の状況も目的の内容からすると情報がなくよくわかりません。	<p>一般家庭から排出されるごみは、指定収集袋により排出し、市が収集を行い、中間処理施設で処理され、最終処分場での処理を行うことから、ごみ処理経費には、収集運搬費や指定収集袋作成等など本来経費として含めるべきものと考え算出しております。</p> <p>有料化導入当初（平成 13 年）のごみ処理単価の算出については、柳泉園組合の処理費用のみの単価計算としていました。今回の実施計画案では、導入当初の経費に加え、「指定収集袋作成費」及び収集運搬費を含めた単価計算としております。また、導入当初の柳泉園組合の処理単価が 1 キロ当たり 26 円から 38 円に見直されていることから、最終処分までの必要経費合計単価が約 63 円になるものです。しかしながら、有料化導入当初に収集運搬の経費が計上されていない理由と、指定収集袋作製費を処理経費に含めていないことに関しては、導入当時は多摩 26 市において 3 番目と早い時期にごみの有料化を実施しており、市民の皆様の負担をできるだけ低く設定するため、当時の柳泉園組合の処理費用のみを用いた単価としました。平成 13 年の有料化後、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のみに分けていたものを、循環型社会の構築を図るため、平成 18 年度から「容器包装プラスチック類等」の分別を開始すること</p>

		<p>で、ごみの減量だけではなく、資源化を図ることで、更なる一般廃棄物の排出量等が減少しています。</p> <p>最終処分については、埋め立て処理をしていたため、大量消費の生活環境により、多摩地域でのごみの最終処分場確保が大きな問題となっており、各市の清掃行政に課題提起されていました。当市がごみの有料化を当時導入した経緯として、この最終処分場の延命化を図るべく、東京たま広域資源循環組合では、今まで埋め立てていた焼却灰に関しても、資源循環型社会ニーズに沿った環境に応えるため、廃棄物を安全かつ有用な土木建築資材に再生するための「エコセメント化」の施設を平成18年7月より稼動開始し、焼却灰の埋め立てから資源化を図るとともに、最終処分場の延命化に寄与しています。</p>
149	<p>本件に関してすでに十分議論がされた結果かとは思いますが、ゼロオプションの考え方も提案されているかとは思いますが、その内容を市民説明会にてご提示ください。それがないと手数料の値上げをすることが決まっている状況でただ収集体系のことを後付の理屈を足したようにしか見えません。他市のごみ収集料金状況と他地域からのごみの流入状況も示されていないのは不自然です。</p>	<p>他の施策との組み合わせを検討することにより、新事業を実施せず、その事業目的が満たされ、既存のものを活用し、複数案を含めるよう努めておりますが、他法他施策との折り合いを鑑みても事業目的が満たされないと考えます。</p>
150	<p>収集体系については、結局集積所を廃止しないのであれば維持にかかる費用としてはおそらく変わらず、今後人手不足による人件費の高騰により現状と改定後でも費用は変わらないように思います。また、清瀬市内の住宅では多くの木や芝生を有している住宅が多くあり、それが連絡回収に変わることは、せっかく緑が多くあるまちとしてはマイナスにつながる可能性があるのではないのでしょうか。</p>	<p>民地に設置してあるすべてのごみ集積所を廃止する予定です。また、道路上の集積所や排出量に見合っていない箇所に関しては廃止いたします。</p> <p>枝や落ち葉等については申込制度にすることで、より適切な分別指導ができるものと考えております。</p> <p>職員人件費に関しては委託業務へと移行することで、費用を抑えていく予定としております。</p>
151	<p>各家庭ごみを収集して回る案は現在よりも人件費がかかることにつながり、ごみ袋の値上げ分がすべて人件費にまわり、市</p>	<p>市の職員を増やすことはせず、委託業務へと移行していくことで、人件費へすべての経費を充当するものではありません。処</p>

	の財政負担の縮小につながらない。ごみ処理をする側の処理経費が妥当なのかの見直しが重要であり、設備が能力不足なら他市と協議して最新機器に入れ替えるべく補助を出すようにした方が今後の財政にとって健全である。	理経費に関しては構成3市及び柳泉園組合と協議し、日々の業務遂行をするために市は必要な経費はかけ、削減できるものは削減し、設備等の調整を協議しております。
152	30年以上清瀬市民としてごみの分別や減量に協力してきたつもりです。戸別収集は考え直すべきだと思います。むしろネットを使用したグループ収集の方が経費負担は少ないのではないのでしょうか。戸別収集の工夫努力が見られません。	戸別収集目的は「排出者の明確化」、「分別排出の推進」、「全市民的な排出方法の統一化」であり、実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えております。現行の収集方法では排出者が特定できず、指導ができないといった課題がありますが、正しい排出の指導が行え、不法投棄等も減ることから全市民にご協力いただけるよう排出指導に努めてまいります。
153	ごみ収集・処分等作業事業の歳出が大幅に増えておりますが、事業者への支出でしょうか。	収集運搬費の委託費や委託単価増などとなります。
154	戸別収集希望者がどれほどいるのか調査しているのですか。	賛成 24.3%、どちらともいえない 29.8%、反対 37.4%となっております。
155	一部の袋が薄くなっている。しばしばちぎれる。	容器包装プラスチックの指定収集袋の材質を変更しました。容器包装プラスチックはその性質上、軽いけれども容量が大きいものが多く、またトレイなどは尖っていて袋に穴をあけてしまうようなものが多くあります。そのため、今回の変更点として、穴などが開きづらいように伸び縮みが効く材質に変更し、袋の上から圧縮しても穴が開きづらくなりました。 可燃ごみや不燃ごみの指定収集袋は重さに対しての強度を備えており、容器包装プラスチックの袋は引き裂きに対して強い材質で、容器包装プラスチックの性質に適した指定収集袋となっております。
156	ふれあい収集のことを知り、高齢者で動けない方の手助けが行われていることに敬意を表します。	戸別収集を実施することで、高齢者世帯など集積所まで排出できない世帯は玄関付近に出すことができ、ふれあい収集を実施せずとも排出が可能になります。それによって集合住宅内でふ

		れあい収集が必要な方（該当内容の緩和）へもさらに対応ができるようになると考えております。
157	私自身もごみの減量について反省しております。例えば生ごみをびっしり詰め込んでおりますが結構重いです。それは大半が水分で、水切りをすれば半分にはできると思います。うまい方法を市がキャンペーン等で周知することができればかなりの効果が期待できます。	更なる周知の徹底を図らせていただくのはもちろんです。ただ、生ごみについては一絞りの運動として、市民の皆様イベントやホームページ、市報で周知しているところではありますが、今後も周知に努めてまいります。
158	ペットボトルは別の袋を購入するのですか。	透明又は半透明の袋で構いません。できるだけ、ペットボトル容器はつぶして排出するようお願いいたします。収集日は容器包装プラスチック類等収集日に収集いたします。
159	ごみ袋の値上げは反対です。年金収入だけで生活しているのにこれ以上の出費は困ります。値上げの説明会を地域ごとに開いてください。	市内センターでの説明会を予定しております。また、地区ごとに依頼があれば実施いたします。
160	パブリックコメントに氏名、住所を書かせるような方法だと、出したくても出せない人がいるので、住所、氏名を書かなくても意見が出せるような仕組みにしてください。	パブリックコメント実施に伴う手続きに準じて対応させていただきます。
161	現状のごみ収集で困っている市民の声はどの程度ありますか。	日々、高齢者世帯等から集積所までごみを運ぶことが困難である。排出時間や排出物が分別されない等ルール徹底がなされていない、集積所の管理や廃棄物排出に対する責任感が薄いなどご連絡をいただいております。このような日常のご要望やご意見を踏まえ、戸別収集の目的である「排出者の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」を実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えております。現行の収集方法では排出者が特定できず、指導ができないといった課題がありますが、正しい排出の指導が行え、不法投棄等も減ることから全市的にご協力いただけるよう排出指導に努めてまいります。

162	差額券の作製費が計上されていないので計算式そのものが不信感しかありません。	あくまで今後収集をしていく上での必要経費から今回の金額を決定しているため、一時的な支出である差額券の作成費は今回除外してあります。
163	ごみ袋有料化導入時の大雑把な予算と一方的な推進は市民生活に混乱を招きました。ごみ袋が品不足になった責任は曖昧になったままです。	導入前後の混乱については、差額券の導入や周知活動の徹底により、出来る限り最小限になるよう努めてまいります。
164	前回提出されたパブリックコメントも要約してまとめて回答してあるだけで、パブコメの審議会日程の案内もなく、市民の声は置き去りにされたままで、ホームページでのネット公開がされるだけというありさまで、行政サービスとしてはこれでいいのであろうかと不振に感じています。パブコメの提出者は住所氏名を記載しているのに審議会の開催通知が来ないのでしょうか。	パブリックコメント実施に伴う手続きに準じて対応させていただきます。
165	17年間で清瀬市のごみ量が予想以上に少なくなってきたこと、処理費用が2.5倍もかかるようになってきたことがわかりました。私自身は極力分類して燃えるごみの減量化を実践しています。地域ごとに戸別収集やステーション収集が選べるのがいいと思っています。市民にごみ減量の大切さをもっと知らせ、ごみ袋値上げは長期ビジョンを持って進めてください。	平成13年の有料化導入後、清瀬市一般廃棄物処理基本計画などにおいて、ごみ処理手数料の見直しが課題として指摘されておりました。しかし、周辺自治体の動向や廃棄物行政を取り巻く環境などから、今回の実施計画まで先送りされてきた経過がありました。清瀬市廃棄物減量等推進審議会において議論致しましたが廃棄物の流入や価格の段階的に引き上げに要するコストなど、総合的に判断した結果、今回の実施計画案となりました。 地域ごとに収集体系を変えることについては、収集業者の混乱を招くことから考えておりません。多くの市民の皆様にも更なるごみ減量の大切さを示していきたいと考えております。
166	各地域での説明会の参加が多いことが望まれます。	各市民センターでの開催を予定しております。また、地区ごとに依頼があれば実施いたします。
167	高齢化社会やら不法投棄やらとごみ袋代の値上げは全く関係ありません。	戸別収集目的は「排出者の明確化」、「分別排出の推進」、「全市民的な排出方法の統一化」であり、実施することで市民の皆さま

		<p>に最大限の効果と意識改革を図ることができると考えております。現行の収集方法では排出者が特定できず、指導ができないといった課題がありますが、正しい排出の指導が行え、不法投棄等も減ることから全市的にご協力いただけるよう排出指導に努めてまいります。</p> <p>手数料の見直しについては、平成13年の有料化導入後、清瀬市一般廃棄物処理基本計画などにおいて、ごみ処理手数料の見直しが課題として指摘されておりました。しかし、周辺自治体の動向や廃棄物行政を取り巻く環境などから、今回の実施計画まで先送りされてきた経過がありました。清瀬市廃棄物減量等推進審議会において議論致しましたが廃棄物の流入出や価格の段階的に引き上げに要するコストなど、総合的に判断した結果、今回の実施計画案となりました。</p>
168	<p>一般会計から8億円以上ごみ関係にお金がかかるそうですが自治体としてどう税金を使うのかよく考えてください。ごみはとても重要な市の施策です。8億円は必要な使い方なのではないですか。</p>	<p>ごみ処理手数料有料化の目的の一つに、ごみの減量があり、多量のごみを排出する方には相応のごみ処理手数料をご負担いただくという受益者負担の考え方を基本としています。</p> <p>今後も引き続き、ごみの減量と資源化を進めるうえで、資源循環型社会の構築に必要な経費の増加は避けられない状況において、日々の業務遂行をするために必要な経費はかけ、削減できるものは削減し清掃事業の円滑な運営を図ってまいりたいと考えています。</p>
169	<p>食品ロスやプラスチックごみが社会の重要問題になり、クローズアップされています。減らす運動を社会全体で取り組むような施策として住民とともに考えていきたいですね。住民の考え方や希望・要望などもっともっと吸い上げてください。ぜひ説明会で一人でも多くの方が参加するように働きかけてください。</p>	<p>食品ロスに関してはホームページや市報にて「すぐたべくん」の内容や、30・10運動の内容を掲示し、食品ロスを減らす周知をさせていただいております。プラスチックごみに関しては海洋プラスチックごみ（マイクロプラスチック）が国際的な問題となっている中、容器包装プラスチックなどにつきましては、ごみの減量化、資源化を進めていくには、製造する事業者や流通、販売に携わる事業者の取り組みも必要です。これまでも、</p>

		<p>容器包装プラスチック類等などにつきましては、現状においても製品を製造している企業が処理費用を負担しておりますが、一部地方公共団体の負担にもなっております。そのため、市長会より東京都へ拡大生産者責任の強化について、自主的回収システムの構築など国や関係業界への働きかけを要請しております。市としましても、ごみの発生抑制や再生利用等、ごみの減量化、資源化の推進とともに、レジ袋の削減、店頭回収や過剰包装の自粛などについて働きかけていきたいと考えています。</p>
170	<p>値上げの政策を決めたのは現市長であるが、今回の市長選では市民の支持を受けていない。対立候補2人の票数が圧倒している。また、市長は官用車の不正使用など人格的に信用できない。もう一回ゴミ袋値上げについて議会で審議すべきである。</p>	<p>平成13年の有料化導入後、清瀬市一般廃棄物処理基本計画などにおいて、ごみ処理手数料の見直しが課題として指摘されておりました。しかし、周辺自治体の動向や廃棄物行政を取り巻く環境などから、今回の実施計画まで先送りされてきた経過がありました。清瀬市廃棄物減量等推進審議会において議論致しましたが廃棄物の流出入や価格の段階的に引き上げに要するコストなど、総合的に判断した結果、今回の実施計画案となりました。</p>
171	<p>審議会では、この値上げたいしたことないということでまとまったようだが、委員の任命について明らかにすべき。</p>	<p>清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則により定められております。委員に関しては清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条により、学識経験者、消費者団体代表、公募市民、事業者、関係行政機関職員、市職員、その他市長が必要と認めた者で構成されております。</p>
172	<p>個人のプライバシーに不安を覚えます。</p>	<p>ダストボックスの利用は、効率的に収集ができる一方で、いつでも出せる状況があり、不法投棄、害虫や臭気や近隣の方々による清掃、管理が高齢化により難しくなっており、排出者の個別指導ができないといった課題もございます。また、維持管理に経費がかかり、ダストボックスによる収集を継続的に</p>

		うことは困難であるのが現状です。
173	市内には狭い道路も多く、戸別収集で時間がかかるので歩行や交通に支障をきたす恐れがあります。	戸別収集への移行により集積所の設置に関する地域負担の軽減が図られます。また、資源物集積所に関して、現行では道端や歩道などに設置されているケースがありますが、戸別収集実施に伴うごみ集積所の撤去や資源物集積所の精査・見直しなどにより、歩行者や車両の安全も確保され、街の景観も保たれることとなります。
174	高齢化や地域での管理等の問題についても、困難だといって避けるのではなく、地域づくりにこそ力を尽くすべきです。	地域包括ケア推進をこれまでも進めてきましたが、ごみの問題に関しては困難な状況が続いており、多くの市民の方から集積所の管理ができないという相談が多くなっております。継続して地域づくりに貢献し、次世代を担う子どもたちが住みよい環境にするためにも、計画の見直しが必要だと考えます。また、資源物集積所を残すことで、地域づくりは今まで通り継続できるものと考えております。
175	プラスチック収集袋の据え置きは当然のことと思います。	容器包装プラスチック類等の指定収集袋は、ごみ分別ルールの周知徹底を進めつつ、ごみの減量化と分別意識向上のため、価格を据え置きとすることとしています。
176	「見直し実施計画（案）」でも示されているように、市のごみ排出量は増えていません。処理費用の値上がりなどを考慮しても、一気に2倍の値上げは、上げ幅が大きすぎます。納得しかねます。今回の「見直し実施計画」では、戸別収集を基本とするとしながら、集合住宅については、従来通りとなっています。高齢者世帯などの「集積所までごみを運ぶことが困難」な状況は、戸建住宅であれ、集合住宅であれ、変わりはありません。「見直し実施計画」では、例えば集合住宅5階に住む高齢者世帯にとって、「集積所までごみを運ぶことが困難」な状況はすこしも改善されません。戸建住宅居住者と集合住宅居住者に対	戸別収集を実施するための手数料見直しではございません。あくまでも戸別収集目的は「排出者の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」であり、共同住宅等を除きますが、実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えております。現行の収集方法では排出者が特定できず、指導ができないといった課題がありますが、正しい排出の指導が行え、不法投棄等も減ることから全市的にご協力いただけるよう排出指導に努めてまいります。手数料に関しては平成13年の有料化導入後、清瀬市一般廃棄物処理基本計画などにおいて、ごみ処理手数料の見直しが課題

	<p>する行政サービスが平等ではなく、納得できません。</p>	<p>として指摘されておりました。しかし、周辺自治体の動向や廃棄物行政を取り巻く環境などから、今回の実施計画まで先送りされてきた経過がありました。清瀬市廃棄物減量等推進審議会において議論致しましたが廃棄物の流出入や価格の段階的に引き上げに要するコストなど、総合的に判断した結果、今回の実施計画案となりました。</p> <p>排出困難世帯にはふれあい収集にて対応しております。ふれあい収集制度の該当要件は原則介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護状態区分が要介護4又は要介護5の認定を受けた65歳以上の者だけで居住している世帯、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けた者だけで居住している世帯となっております。内容は家庭廃棄物を自ら集積所へ持ち出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、安否の確認を行いながら家庭廃棄物の収集（毎週月曜日と木曜日に「可燃ごみ」「不燃ごみ」「容器包装プラスチック類等」「資源ごみ」）を実施しており、継続するなどいたします。</p>
177	<p>値上げ後追加費用のシールを購入させ貼って出すことについては反対です。主婦の感覚としては値上げ前に買いだめをしようというのは当然の感覚だと思いますがそれさえも否定されるのは納得できません。不利益不遡及の原則からしてもおかしいと思います。値上げ前と値上げ後の袋は同じものなのでしょうか？</p>	<p>差額券の取り扱いについては、専門機関にお伺いいたしましたところ、不利益不遡及の原則はあくまでも租税法規不遡及の原則であるため、不利益不遡及の原則は該当しないと確認しております。例えば改定前に手数料を多く徴収することは不利益不遡及に該当しますが、今回の場合は改定に関して周知を図り、差額券を貼って、旧指定収集袋の使用も可能となるので、これらの観点からも不利益ではないと考えます。</p> <p>販売店や市報ホームページにてごみ処理手数料（指定収集袋）が改定する旨の内容を周知し、新ごみ処理手数料改定後は経過措置として一定期間不足額に関して、差額券シールを購入し、指定収集袋に貼ることで、ごみを旧指定収集袋での排出するこ</p>

		とができることとすることともに、旧指定収集袋がごみになることを避ける為です。
178	<p>本日 5 月 24 日朝パブリックコメントを募集しているところを開こうとしたら、アクセス出来ず私は市役所に電話をしました。調べてもらい復旧できましたが、市役所としてはコメントを募集している期間は少なくともそれが開けるかどうかを確認してほしいと思います。その際にコメントの提出先を聞いたところ下宿のごみ減量推進課までと言われ、市役所ではダメなのですかと聞いたところ、後で確認して答えますといわれました。その後の電話で市役所でもよいとは言われましたがそういう基本的なことはすぐに答えられるようにしておいてほしいと思います。答えがすぐには出来なかったことに驚きました。</p>	<p>アクセスに不具合が生じたこと、誠に申し訳ありませんでした。今後は同様な事象が起きぬよう、尽力してまいります。パブリックコメントの意見用紙の取り扱いに関して、集約をするとともに個人情報扱う観点から、直接ごみ減量推進課に持参いただくか、ファックス及びホームページ専用フォーム、郵送とさせていただきます。</p>
179	<p>このパブリックコメントを提出した人に対する回答を是非文書でいただきたいと思います。宜しくお願い致します。</p>	<p>全ての方に回答文をお送りするのは困難であることからホームページや各センター等で掲示し、閲覧できるようにしております。</p>
180	<p>清瀬市が、地方自治の本旨を體現し、近隣自治体に範を垂れる先駆的役割を果たしてほしい</p> <p>本市が、多摩地域で手数料が最も低いことは承知しています。お隣の東村山市はすでに 40L で 800 円です。手数料の低いベスト 3 に入っています。これはいいことです</p> <p>様々な観点から意見を述べましたが、日本国憲法の本旨を受けた地方自治の本旨（団体自治と住民自治）に照らして、ごみ処理費法を「受益者負担」と称して追加徴収するような愚を止め、率先垂範して憲法の本旨を體現した行政行為の推進に大きく期待します。</p> <p>本パブリックコメントの今後の扱いについて最後に述べます。</p> <p>すべてのパブコメをネット上などに掲載し、広く市民に周知してください。統一地方選挙で選出された新たな市議会議員の</p>	<p>ごみ処理経費の一部を市民の皆さまが負担することについては、役務に対する受益者負担（一定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの）と考えております。また、平成 17 年 5 月、環境省が「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るための基本的な方針」の中で、市町村は一般廃棄物処理の有料化を推進すべきとしたことや、同年 6 月「市町村が条例によって手数料を徴収することは、法の規定に違反しない」との環境省・総務省からの統一見解が示されております。</p> <p>「家庭ごみの有料化」は、ごみ減量施策として、経済的インセンティブの活用を提案しているものであり、市民の皆さまにはご理解いただきたいと考えています。</p> <p>取りまとめたパブリックコメントはホームページをはじめ、各</p>

	<p>皆さんにも情報提供してください。私の意見、質問に対して、行政当局として責任ある、感想・反論・受け入れることとした部分など、文書でフィードバックしてください。以上お願いし、意見と要望とします。よろしくお願いいたします。</p>	<p>センター等でも閲覧できるようにいたします。</p>
181	<p>平均的なごみ排出量は減っている→マインド作りの取り組みは奏功していると思われるのに「分別をより強制するため」！？こうした“マナーファシズム”も、市の施策としては不適切と思う。</p>	<p>この実施計画（案）はルールを強制化し、市民の皆様を独裁的に抑えるものではありません。あくまでも、手数料に関しては平成13年の有料化導入後、清瀬市一般廃棄物処理基本計画などにおいて、ごみ処理手数料の見直しが課題として指摘されておりました。しかし、周辺自治体の動向や廃棄物行政を取り巻く環境などから、今回の実施計画まで先送りされてきた経過がありました。清瀬市廃棄物減量等推進審議会において議論致しましたが廃棄物の流出入や価格の段階的に引き上げに要するコストなど、総合的に判断した結果、今回の実施計画案となりました。</p>
182	<p>「清瀬市廃棄物減量等推進審議会」はどのような委員さんがおられるのですか？今回についてはそもそも資料中に名簿も載せるべきだったと思います。…それで、仮に専門家の方が集まり真剣に討議して出た結論（答申）がこの「案」だとしたら、本当にお粗末な内容だなと思います。委員さんお一人ひとり、或いは大多数がこのような、所謂“突っ込み所”満載の案に賛成されたのかな、と感じた次第です。市民としては、このお粗末な「案」の一旦廃棄と、真剣な再考を希望致します。</p>	<p>清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則により定められております。委員に関しては清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条により、学識経験者、消費者団体代表、公募市民、事業者、関係行政機関職員、市職員、その他市長が必要と認めた者で構成されております。</p> <p>本実施計画（案）は清瀬市廃棄物減量等推進審議会委員が2017年から審議いただいた結果となっております。</p>
183	<p>戸別収集を実施されるということですが、清瀬市全体での中で戸別収集の割合は43%とお聞きしております。過半数の方が集合住宅に在住です。集合住宅に在住の方にも等しく高齢化の波は押し寄せております。この戸別収集が今後、段階的に戸建て住宅から集合住宅へと増やされてゆくことになるのでしょうか。</p>	<p>集合住宅へと増やす予定は現在のところ考えておりません。集合住宅の戸別収集は時間や収集車両台数等、現実的に不可能だと考えております。</p>

184	<p>事業費予測推移で「歳出」のごみ収集処分等作業事業費平成 32 年度見込み。29 年に比較して 185, 832, 562 の増と見込まれますが、戸建て住宅対象としても戸別収集を行うとなるとどのくらいの費用が増えるのか…。と想像するところですか？そして 33 年度、34 年度を同数で見込まれているのは集合住宅への戸別収集の予定はされないということになるのでしょうか。</p>	<p>集合住宅へと増やす予定は現在のところ考えておりません。集合住宅の戸別収集は時間や収集車両台数等、現実的に不可能だと考えております。</p>
185	<p>何年後かに再度、ごみ袋料金値上げということになるのではないのでしょうか。全体として、収入の高い、低いに関係なく負担が同じというのは不公平税と考えます。市民への説明会はきめ細かく行ってほしいです。</p>	<p>清瀬市一般廃棄物処理基本計画は 5 年に一度の見直しを実施しております。家庭ごみ有料化はごみ減量・リサイクルの推進を目的としており、財源の確保のために行うものではありません。 有料化の目的は、「ごみ減量・リサイクルの推進」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」としており、有料化の結果としてごみが減少すれば、その負担金などの削減が期待できます。</p>